

らく得 倶楽部 会員規約

【第1章 総則】

第1条(適用)

- ・らく得倶楽部 会員規約(以下「本規約」といいます。)=、株式会社ラックコンサルタント(以下「当社」といいます。))が運営する「らく得倶楽部サービス」(以下「本サービス」といいます。))の提供及びその利用に関して適用されます。
- ・当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。))を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
- ・会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第2条(定義)

- ・「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の入会申込書により第2章に定める各種サービスの申込手続きを行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。

第3条(本サービスの利用)

- ・会員は、本規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。

第4条(会員番号)

- ・当社は、会員1名につき1つの会員番号を発行します。
- ・本サービスを利用する場合には、会員番号または利用者であることが特定できる情報を窓口に伝達することが必要になります。

第5条(会費)

- ・本サービスの会費は第2章に定める各種サービス料金とし、会員は毎月26日に翌月利用分を当社が指定する方法にて支払うものとします。
- ・支払いには当社所定の収納代行会社を利用するものとします。
- ・支払いは申込みの2ヶ月後から開始し、初回のみ4ヶ月分(申込日が1日～15日の場合)もしくは3ヶ月分(申込日が16日～末日の場合)を支払うものとします。
- ・当社の指定する口座へ振込で支払いが生じた場合の振込手数料は会員が負担するものとします。
- ・支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、途中解約や資格取消その他の理由如何を問わず一切返還しないものとします。

第6条(有効期間)

- ・本サービスの有効期間は、本サービス申込日から同年12月末日までとします。

第7条(利用開始日)

- ・本サービスの利用開始日は、当社が発行する「ご利用開始のお知らせ」(以下、本条において「利用開始通知」といいます。))が会員へ到達した日から利用することができます。なお会員は第6条の有効期間にかかわらず、本サービス申込日から利用開始通知が会員に到達するまでの期間は、当社において会員登録手続きを行うため本サービスを利用することができないことをあらかじめ承諾するものとします。
- ・まちの専門家グループクラブオフの利用開始日は、申込日が毎月15日までの場合は翌月1日、16日以降の場合は翌々月1日とします。

第8条(更新)

- ・有効期間満了2ヶ月前までに会員より第10条に定める方法で退会の申し入れがない限り、同一内容で期間満了日の翌日から1年間自動的に継続延長されるものとし、以後も同様とします。

第9条(登録情報の変更)

- ・会員は、当社に届け出た連絡先、住所、その他の届出事項(以下総称して「登録情報」といいます。))に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
- ・個人会員の名義変更については、以下の場合のみ登録情報の変更として取り扱います。その他の場合は、当該会員は会員資格を当然に喪失し、当社は新たに会員になろうとする者との間で新規加入申込手続きを行うものとします。
- (1)生計を共にする二親等以内の親族間での名義変更であること
- ・登録情報の変更は、原則として会員の申し出により行うものとします。
- ・登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第10条(退会・会員資格の取消し)

- ・会員及び当社は、第6条に定める有効期間中であっても、解約当月の前月末日までに相手方へ解約の申し入れをすることで、本サービスの利用契約を解約当月末日付で解約できるものとします。
- ・会員が前項により退会(中途解約)を希望する場合には、退会当月末日をサービス利用停止日とし、退会当月の前月末日までに当社ホームページの退会確認申請フォームまたは当社専用アドレスへのメールにより申入れるものとし、当社にて申入れが会員本人によるものであると確認が取れた場合、退会手続きを行うものとします。
- ・前項による退会申請ができない会員は、当社コールセンターへの電話連絡後、所定の書面により申入れるものとし、当社にて書面の確認が取れた場合、退会手続きを行うものとします。
- ・会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1)本サービスの加入申込時に虚偽の申告をした場合
 - (2)本規約または諸規定の定めに違反した場合
 - (3)不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - (4)会費の支払いを怠った場合
 - (5)暴力、威力詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団もしくは個人に属する、または密接な関係を有する場合
 - (6)その他、当社が会員として不適切とみなした場合

第11条(個人情報)

- ・当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得た会員の個人情報(以下「会員等の個人情報」といいます。))について、「個人情報の保護に関する」法律その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- ・会員は本サービスへの加入申込またはその利用にあたり、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - (1)会員より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - (2)本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - (3)本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - (4)本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - (5)関連サービスや商品の情報を提供するため
- ・当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- ・前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - (1)個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - (2)裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
 - (3)当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合
 - (4)当社が本サービスを運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第12条(規約の追加変更)

本サービスの運営上、本規約に追加または変更の必要が生じた場合は、当社は会員に事前に通知することなく、本規約を変更できるものとします。変更後の規約は、当社の運営するホームページ上で告知するものとし、告知した時点より効力が生じるものとします。

第13条(免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

第14条(反社会的勢力等の排除)

- ・会員は、自己が第6条の有効期間中、次の各号に掲げる者(以下「反社会的勢力」といいます。))のいずれにも該当しないことを表明し保証します。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者
 - (2)暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布、偽計による信用棄損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者(第三者を利用して行う場合を含みます。))
- ・会員が反社会的勢力等に該当することが判明した場合、当社は何らの通知催促なく当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、この取消により会員または利用者に損害が生じた場合でも、一切の損害賠償義務を負わないものとします。

第15条(サービスの中止・中断)

- ・当社は、会員の承諾なく、また会員への事前の通知なく、任意に本サービス全体または一部を変更もしくは中止することができるものとします。
- ・次のいずれかに該当した場合、当社は本サービスの運営を中止中断できるものとします。
 - (1)本サービスのシステム保守を定期的または緊急に行う場合
 - (2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、自然災害、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできないとなった場合
 - (3)その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合

【第2章 らく得倶楽部サービスメニュー】

第16条(内容)

会員は次に定めるいずれかのサービス利用の申込手续を行うこととします。
らく得倶楽部が提供する各サービスの内容、利用方法、利用条件その他の必要事項については、メニューブックまたはウェブサイトに記載のとおりとします。

らく得倶楽部会員優待メニュー

① 引越しサービス	② ホームセキュリティみまもりサービス
③ 家事代行サービス	④ オーダーカーデン
⑤ トランクルーム	⑥ 粗大ゴミ処分サービス
⑦ 盗聴監視調査サービス	⑧ 12土業への依頼費用割引サービス

(1)新生活一括サポート[Zutto] (月額1,000円(税込))

① 生活トラブル相談ダイヤル(無制限)	② 新生活インフラ相談
③ テレビ、アンテナ工事相談	④ 税務相談
⑤ 家計診断サービス	⑥ 保険の見直し
⑦ 確定申告サポート	
オプションサービス 24時間かけつけサポート (月額500円(税込))	
① 水廻りのトラブル	② 窓ガラスのトラブル
③ 鍵のトラブル	④ ガスのトラブル
⑤ 電気のトラブル	

(2)100年ライフマネジメント[生活リスクコンサルティング] (月額1,000円(税込))

① アドバイザーへの相談無制限	② 契約者親族利用が可能
③ 確定申告サポート	④ 権利証・識別情報・遺言書 預かりサービス
⑤ 相続税申告判定サービス	⑥ 不動産査定サービス
⑦ 12土業相談無料チケット4枚進呈	⑧ 家計診断サービス

【第3章 まちの専門家グループクラブオフ】

第17条(内容)

会員は、まちの専門家グループクラブオフ専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第18条(会員優待サービスの利用)

- ・まちの専門家グループクラブオフは、当社提携の株式会社リロクラブが提供する会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際し、まちの専門家グループクラブオフ専用ホームページに記載されたClub Off Alliance会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
- ・会員は当社指定のログインID及び、当社が指定した初期パスワードで、らく得クラブオフ専用ホームページにログイン、またはパンフレットに記載のらく得クラブオフ専用ダイヤルに電話することで会員優待サービスを利用することができます。

第19条(変更・休止等)

まちの専門家グループクラブオフは、会員の承諾なく、また会員への事前の通知なく、任意に会員優待サービスまたは一部を変更すること、または休止することがあります。

2019年5月1日制定